

公募にかかる手続き開始のお知らせ

次のとおり、公募設置等計画の提出を求めます。

令和7年10月6日

世田谷区

1 業務概要

- (1) 件 名：玉川野毛町公園便益・サービスの拠点となる施設の公募
- (2) 業務内容：詳細は公募設置等指針による
- (3) 履行期間：公募設置等計画の認定有効期間は、公募対象公園施設の営業開始から20年以内とし、この期間に店舗等の営業が可能となります（都市公園法第5条の2第5項）。設置管理許可の期間は、10年以内とし、公募設置等計画の認定有効期間に限り、更新を可能とします（都市公園法第5条第3項、第5条の7）。

2 参加資格

詳細は公募設置等指針による

3 公募設置等予定者を選定する基準

参加資格の確認、法令遵守に関する審査、本指針に照らし適切なものであることの書面審査（事務局審査）を行います。その後、提案内容に関する書類審査、プレゼンテーションによる審査の結果、公募設置等予定者を選定します。

4 公募設置等予定者を特定するための評価基準

- ① 事業の実施方針
- ② 施設の整備・管理運営（公募対象公園施設）
- ③ 施設の整備・管理運営（特定公園施設）
- ④ 公園の魅力向上や地域課題の解決に資する提案
- ⑤ 事業実施体制
- ⑥ 事業計画
- ⑦ 価格提案
- ⑧ プレゼンテーション審査並びに区民からの意見によるプラン更新内容の評価

5 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区みどり33推進担当部公園緑地課施設管理担当

住所：〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1 二子玉川分庁舎2階

電話：03-6432-7907 F A X：03-6432-7989

アドレス：SEA02075@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 公募設置等指針の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：令和7年10月6日(月) ～ 令和8年1月30日(金)
(土・日曜、祝日を除く9時から17時まで)
- ② 交付場所：世田谷区ホームページよりダウンロード及び(1)に同じ。
- ③ 交付方法：希望者に無償で交付する。

(3) 公募設置等指針等説明会の申込期間並びに提出先及び方法

- ① 申込期間：令和7年10月15日(水) 17時まで
- ② 提出先：(1)に同じ
- ③ 提出方法：電子メール
- ④ 開催日：令和7年10月22日(水) 13:30～

(4) 応募登録の受付期間並びに提出先及び方法

- ① 受付期間：令和7年11月17日(月) ～ 令和7年11月28日(金)17時必着
- ② 提出先：(1)に同じ
- ③ 提出方法：電子メール

(5) 公募設置等計画の受付期間並びに提出先及び方法

- ① 受付期間：令和8年1月5日(月) ～ 令和8年1月30日(金) 17時必着
- ② 提出先：(1)に同じ
- ③ 提出方法：受付場所へ郵送または持参

(6) 公募設置等計画の変更受付期間並びに提出先及び方法

- ① 受付期間：令和8年3月頃
- ② 提出先：(1)に同じ
- ③ 提出方法：(5)③に同じ

6 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は5(1)に同じとします。
- (2) 応募に関して必要となる一切の費用は、応募団体の負担とします。
- (3) 必要に応じて公募設置等計画等関係書類一覧に記載以外の書類の提示を求める場合があります。
- (4) 提出された書類の内容を変更することは出来ません。ただし、区から補正を求めた場合は除きます。
- (5) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができます。
- (6) 応募書類は理由の如何を問わず返却しません。
- (7) 提出された書類の著作権は提出者に帰属します。なお、本件において公表する場合は、区の提出書類の全部または一部を無償使用できるものとします。
- (8) 応募者の申請書類に著作権の対象となるものがある場合、著作権は設置等予定者とした時から区に帰属します。
- (9) 書類提出後に応募を辞退する場合は、辞退届(様式は任意)を提出してください。
- (10) 詳細は公募設置等指針によります。